

北山村国民健康保険の加入者のうち被用者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の感染者等を対象に「傷病手当金」を支給します

北山村国民健康保険では、新型コロナウイルス感染症に感染等した被用者(給与収入のある方)が仕事を休みやすい環境を整備するため、国の定める基準に従って、傷病手当金を支給します。

●支給対象者

○次の4つの条件をすべて満たす方が対象となります。

- 北山村国民健康保険の加入者(被保険者)であること。
- 勤め先から給与の支払いを受けていること。
- 新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われたことにより、その療養のために仕事を休んだ日が連続して4日間以上あること。
- 仕事を休んだ期間に対する給与の支払いを受けられなかった、または一部減額されていること。

×対象とならない例

- コロナ感染症等の症状はないが、濃厚接触者の可能性があるため、仕事を休んだ。
- コロナ感染症等の症状はないが、親族等の看病等のため、仕事を休んだ。
- 外出自粛、休業要請等のため、事業主からの指示により仕事を休んだ。
- 自身が事業主の場合。
- 有給休暇等で、給与等が支払われた場合。

「●支給対象者」に該当する方は、申請の手続き等についてご案内しますので、ご連絡、ご相談ください。

お問い合わせ先
北山村役場 住民福祉課(電話:0735-49-2331)まで